広報

みほ

令和８年（2026）

12月号

No.777

Miho Public Relations



《写真》
五感を満たす彩りと熱気の秋の祭典
（11/3　“みほ”産業文化フェスティバルにて）

“みほ”産業文化フェスティバル

10月31日から11月20日まで、「第49回“みほ”産業文化フェスティバル」が開催されました。

11月3日には、中央公民館をメイン会場にお祭り広場や芸能発表が行われ、多くの来場者がありました。また、今年は「消防フェスタ2026」が同日開催され、消防の仕事を体験する人たちでにぎわいました。

フェスティバル開催期間中は、公民館内にさまざまな作品が展示されたほか、映画祭や音楽フェスティバル等が開催され、訪れた人たちは文化の秋を満喫しました。






















消防
フェスタ
2026
音楽
フェス
ティバル
JUNK
SAX
JUNK
SAX
JUNK
SAX

■総務課・広報広聴係
☎029-885-0340 (内) 205

村の魅力を再発見！中学生が役場職員を取材

担当者の生の声を聞いてみました

10月16日、中央公民館にて、美浦中学校１年生による役場職員への取材が行われました。

同校１学年では「美浦村再発見」を掲げ、グループに分かれ探究活動に取り組んでいます。今回、「交流・イベント」をテーマにした班が、「美浦村UMAフェスタ・“みほ”産業文化フェスティバル」「木原城山まつり」「姉妹都市等の他地域との交流」に焦点をあてました。

当日、生徒たちは、それぞれの事業を開始したきっかけやねらい、現状等について聞き取りを実施。直接の取材で、担当者の村への想いや困ったこと等、インターネットには載っていない話をたくさん聞くことができました。最終的に、生徒たちは取材をもとに提案書を作成し、提出したいとのことです。



出身校の『いま』から考える村の活性化

廃校の現状とふるさとの今後　美浦中で特別講話

10月23日、美浦中学校にて、「美浦村の活性化」をテーマに学習している３年生を対象に、「廃校になった小学校の現状について」と題して役場企画財政課職員による講話が行われました。

講話では、学校施設跡地の利活用検討の経緯や現状等について説明がされ、最後に「今、皆さんが村の活性化のためにできることは、まず村をよく理解すること」「若い世代では村から都会へ出る人もいる。村に残ってほしい思いはあるが、外の世界を知り、都会で得た経験をいつか村に還元してほしい」と生徒たちにメッセージがおくられました。

自分たちの出身小学校の現状を知った生徒たちから活発な質問も寄せられ、ふるさとの今後について深く考える時間となりました。



地域を守る消防団！放水訓練実施

火災に備えて連携確認

10月25日、旧安中小学校にて、消防団後期放水訓練が行われました。当日は放水訓練や中継訓練を実施。団員間で連携しながら、火災発生時に迅速な消火活動を行うために必要な手順を確認しました。

また、11月８日には村内の各機械器具置場にて、中島村長による機械器具点検が実施されました。各分団による統率の取れた点検が行われ、村長より消防団員へ、日頃の地域防災活動に対する感謝と激励が伝えられました。



国民健康保険・後期高齢者医療 被保険者の皆さんへ

こんなときは第三者行為の届出が必要です！

自分以外の人の行為（第三者行為）によるケガや病気等で、マイナ保険証または資格確認書等（国民健康保険・後期高齢者医療）を使って治療する場合には、村に届出が必要です。
本来、治療費は加害者が負担すべきものです。そのため、一時的に保険者（国保・後期）が医療費のうち国民健康保険・後期高齢者医療負担分を立替え払いし、後日、加害者に請求します。

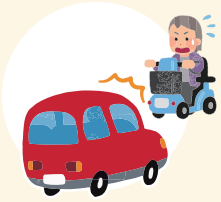

交通事故
（同乗中の事故や自損事故も届出が必要）



一方的に暴行を受けた



他人のペットに咬まれた



購入品や飲食店での食中毒



施設の欠陥による事故

▼注意！第三者行為による治療でも、マイナ保険証または資格確認書等が使えないケース
・飲酒運転や無免許運転等、自分が法令に反する行為をしていた場合
・仕事中や通勤中に発生した場合（労災保険の対象）…等

▼示談をする前にご連絡を！
加害者との示談が成立すると、その内容が優先され、国民健康保険・後期高齢者医療制度で立替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合があります。示談をするときは事前に役場国保年金課にご連絡ください。また、示談が成立したときは示談書の写しを提出してください。

▼届出方法
役場国保年金課に所定の用紙がありますので、必要事項を記入の上、速やかに提出してください。
※交通事故の場合は、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書の添付が必要になります。

■問合せ　国保年金課☎029-885-0340（内）116

みほ文芸

正調俚謡　日和吟社　字結び「文・化」

文の返事も書かずに母は老いてすっかり筆不精
舞台文芸華やぐ集い美浦は楽しい文化祭
文化花咲くこの鄙里は俚謡百年我が誇り
文字で導く師匠の愛に勇気湧き出す人生路
邑を興した先人達の暮し伝える文化財
村の華咲く伝統行事笑顔輝く文化祭
猛暑山火事集中豪雨進む人災温暖化
心一つに伝統守り美浦に文化の灯を点す
本は読みたい視力が落ちて文字を追っては逆戻り
書いて消しては又書き直し二十六字の迷い文字
奇異を探究ノーベル賞に文化日本の道標
戻る昔に残した文に顔をあからめ又涙
メガネ新調シミしわ文字も見える見え過ぎ肩おとす
お化け出るよと何かと脅し子等を躾けたその昔
人気下火の文芸なれど名句名吟生まる美浦
陸平に刻んだ縄文文化守り繋げと広がる輪
文化勲章上げたや老母の麻痺と闘い描いた絵に
怖いＡＩ文明破壊戻れないかなアナログへ

十一月の俳句（題　当季雑詠）

秋深み八十路姫から大吟醸
菊花展秋雨煙る新勝寺
柿の実に雀集いて食事会
幼稚園児千歳飴さげ官まいり
天高し謎の解明ノーベル賞
窓いっぱいに黄をひろげたる銀杏かな
奥久慈へ山粧いて峡の道
秋天や我も砂丘の点となる
土器で炊く黒米・スープ秋の風
村民の力作並ぶ文化祭
秋の蜂住家撤去られた戻り蜂

（五十音順）

石戸律華
伊藤葉子
井戸賀蘇道
上野八千代
小川野蛙
小薗江久美
門脇悠美
篠原美千代
関根秀子
高橋一歩
田島草実
塚本夏雲
沼嵜朋香
長谷川悦子
増尾青蓮
山岡亜子
山崎笑子
山崎泰弘

（五十音順）

市川紀行
海道民子
新宮和子
高柳幸子
田島早苗
中島輝子
長田敏笑
増尾尚子
松葉統子
村崎典子
山口美代子

村長と区長会との懇談会



11月7日、村長と区長会との懇談会を実施しました。多岐にわたる意見や質問等がありましたが、下水道工事の現状や、集落センター等への防犯カメラ設置、低公害車購入に対する補助金についての質問がありましたので、その一部を抜粋してご紹介します。

■問合せ　総務課☎029-885-0340(内)203

Q.下水道工事の現状と浄化槽の使用について

村の下水道本管敷設工事の現状と、浄化槽の使用に対する村の考えを教えてください。

A.回　答

①現状と今後の計画

村では、汚水処理施設の整備を、公共下水道と農業集落排水を軸に進めています。

公共下水道区域（木原、受領、興津等）では、順次本管の敷設・供用を開始していますが、下水道工事は多大な費用と期間を要するため、数か年計画で順次本管を延伸しているところです。

また、持続可能な汚水処理体制を構築するため、老朽化や維持費の増大が課題となっている村内6地区の各農業集落排水施設は、順次廃止して公共下水道へ統合する再編工事を進めています。

②接続状況

村における公共下水道の供用開始地域の接続完了率は、60・4％。今後も、未接続の世帯が抱える課題に寄り添いながら、下水道がもたらす生活環境の改善効果や霞ヶ浦の水質保全への貢献度を発信し、接続率向上に努めます。

③浄化槽との住み分け

村では、「下水道本管整備エリア」と「高度処理型合併処理浄化槽エリア」の住み分け方針をとっています。

すべての地域に下水道網を広げると、莫大な建設費用だけでなく、維持管理・更新費用が発生します。将来的に、下水道使用料の急激な高騰を招き、次世代の住民の皆さまへ重い経済的負担を課すことにつながりかねません。

家屋が点在する地域では、戸別にその場で汚水を処理できる高度処理型合併処理浄化槽を活用することが、最も効率的かつ持続可能な環境保全の手法であると考えています。

Q.集落センター等への防犯カメラ設置について

近年、犯罪抑止の観点から防犯カメラの設置効果が注目されています。各地区の集落センターや地区の公民館に、防犯カメラを設置してはどうでしょうか。

A.回　答

村では、地域の安全・安心なまちづくりを推進するため、今年度から「美浦村防犯カメラ設置事業補助金」を設けています。

地区管理の公民館等に防犯カメラを設置する際、費用の2分の1を補助するもので、1台につき20万円を上限とし、1つの地区につき2台まで申請が可能です。申請は、地区の代表者である区長を通じて行います。

なお、補助金の交付には、撮影範囲に公道等の公共空間が2分の1以上含まれること等いくつか要件があり、事前協議が必要です。設置着手前に必ず生活安全課までご相談をお願いします。

Q.EV（電気自動車）補助金について

低公害車購入の補助金を増額してほしいです。現在の補助額は、EV10万円・PHV5万円ですが、村の予算はいくらですか。

A.回　答

①県内の制度の整備状況

「美浦村地球温暖化対策機器設置等補助金」は、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）を対象とした低公害車の購入だけでなく、省エネルギー住宅設備の設置にも対応しています。

県内でこのような補助を実施している自治体は4つのみで、村の制度は特に手厚く優遇された支援策になっています。過去に補助を実施していた自治体もありますが、現在は廃止されているところが多い状況です。

②今年度の予算額

村の今年度予算は300万円で、11月1日時点で申請額は294万円に達しています。財源は主に村のメガソーラー発電の売電収入で賄い、県からの一部補助も受けています。

今年はEV購入ニーズが高まり、申請件数が増加。12月定例議会で予算の補正を行い、支援が途切れないよう予算確保を考えています。

③今後の制度運営

より多くの住民の皆さまが補助金の活用を受けられるよう、支給件数の拡大を重視し、最善の施策運営に努めていきます。また、新年度も同様の方針で制度を継続し、地域の環境負荷軽減に取り組んでいきます。

◎各地区区長の皆さま、懇談会へのご協力ありがとうございました。

「ケアラー」を知っていますか？

●問合せ　健康増進課☎029−885−1889

「ケアラー」とは、高齢や病気、障がい等によりケアが必要な家族や身近な人を、無償で介護・看護・家事・見守り・気遣い等によって支えている人のことです。また、ケアラーのうち18歳未満の子どもの場合は「ヤングケアラー」といいます。
ケアラーが安心して暮らし、支え合える地域づくりを進めていくためには、さまざまな家族のケアを担うすべての世代のケアラーに目を向け、その存在への理解と支援を広げていくことが必要です。
まずは、「ケアラーを知ること」から始めてみませんか。

こんな人がケアラーです

ケアラーが置かれている状況はさまざまで、次のような方々への支援が社会的な課題となっています。



ダブルケアを行うケアラー

子育てと家族等のケアを同時に担っている人



ワーキングケアラー

仕事をしながら家族等のケアを担っている人

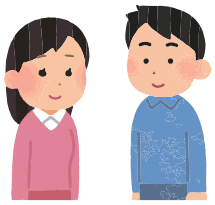

若者ケアラー

18歳から30歳代頃の若者で家族等のケアを担っている人

▶その他、一人でケアを担っている人（**シングルケアラー**）や、ケアが終わった後も悩みを抱える人（**ポストケアラー**）もいます。

主な相談窓口

相談内容	相談窓口
子ども・子育てやヤングケアラー等の相談	健康増進課　こども相談係☎029−885−1889
子どもの福祉に関する相談	児童相談所相談専用ダイヤル☎0120−189−783
子どものＳＯＳ全般	24時間子供ＳＯＳダイヤル☎0120−0−78310
人権問題に関する相談	こどもの人権110番☎0120−007−110
生活にお困りの方の相談	福祉介護課　社会福祉係☎029−885−0340
障がい福祉サービス等の相談	福祉介護課　障害福祉係☎029−885−0340
高齢者・介護に関する相談	美浦村地域包括支援センター☎029−885−0340
学校教育相談全般、就学・進学に関する相談	美浦村教育相談センター☎029−885−7788

（広告欄）

不動産売買、賃貸仲介、賃貸管理、
不動産買取、不動産コンサルティング
TK 東洋開発株式会社
不動産物件のお問い合わせは ☎029-886-9991
営業時間／9:30～17:30　定休日／土・日
〒300-0414 美浦村信太2627-1

相続・土地・農地・
建設業許可・経営事項審査 の手続き代行します！

行政書士 桑名宏 事務所
美浦村木原2956
☎029-885-0316

使ってみませんか？マイナ保険証

●問合せ　・マイナンバーカード取得・電子証明書更新　住民課☎029−885−0340(内)124
・国民健康保険・後期高齢者医療制度　国保年金課☎029−885−0340(内)116



マイナ保険証のメリット



①過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる	②手続きなしで高額療養費(※)の限度額を超える支払いが免除される
③救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定等に活用される	④マイナポータルで、確定申告時に医療費控除が簡単にできる

※高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額がひと月で限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。マイナ保険証を利用する場合は、申請不要で窓口での支払いを自己負担限度額までとすることができます。



はじめに利用登録が必要です

初回のみ、マイナンバーカードを健康保険証として使うための利用登録をしてください。
・医療機関・薬局にある顔認証付きカードリーダーで行う
・マイナポータルから行う
・セブン銀行ＡＴＭから行う



マイナ保険証を使ってみましょう

①受付にある顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く
②顔認証か暗証番号で本人確認を行う
③画面の案内に沿って、情報提供の可否を選択

▲詳細
「マイナンバーカードの健康保険証利用方法」厚生労働省ＨＰ



本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするの？

マイナンバーカード作成時に設定した暗証番号を代理人が入力することで受付することができます。ご自身でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない事情がある場合、家族の方や介助者、職員等が代わりにマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く等の必要な支援を受けてください。
※役場窓口で申請することにより、資格確認書の取得も可能です。



マイナ保険証の利用登録を解除したい場合はどうするの？

Ⓐ美浦村国民健康保険または茨城県後期高齢者医療制度の加入者
→国保年金課で解除申請の手続きをしてください。

Ⓑ社会保険等の加入者
→加入している医療保険の保険者にご確認ください。

※原則、被保険者本人からの申請のみ受け付けます。
※利用登録解除後、マイナポータルの画面に反映されるまで、１～２か月程度かかることがあります。
※解除申請後から解除がなされるまでの間に、別の医療保険者等に異動した場合は、異動後の医療保険者等に解除申請を行った旨を申し出てください。
※解除申請後も再度利用登録を行うことは可能です。

医療費通知（医療費のお知らせ）を送付しています

●問合せ　国保年金課☎029−885−0340（内）116



医療費通知をご確認ください

村では、国民健康保険（国保）に加入している方を対象に、健康管理や医療費の管理に活用していただくために、医療費通知を送付しています。

■発送時期と内容

年に２回（１～10月分は２月、11・12月分は３月に発送）、世帯ごとにかかった医療費をお知らせします。「受診した覚えがない医療機関がある」「金額や受診日数が異なる」等、お気づきの点がありましたら、国保年金課にお問い合わせください。

■自己負担額の差額について

医療費通知は、医療機関から村国保へ請求された「診療報酬明細書（レセプト）」を基に作成しています。医療機関の窓口では10円未満を四捨五入した金額を支払うため、通知に記載されている自己負担額と実際の支払い額に差額が生じる場合があります。

確定申告に使用できます

村からお送りしている医療費通知は、確定申告で医療費控除を受ける際に提出する「医療費控除の明細書」としてそのまま使用することができます。

■通知に載っていない月がある場合

受診から通知への反映まで約半年かかるため、確定申告開始前までに、すべての月の通知をお手元へ届けることができません。通知に記載されていない月の医療費については、領収書をもとにご自身で「医療費控除の明細書」を作成し、添付する必要があります。

■助成や高額療養費がある場合

医療福祉制度（マル福）の助成や高額療養費の支給等、診療報酬明細書（レセプト）から確認できない給付額は反映されていません。通知の金額と実際に支払った金額が異なる場合は、ご自身で記載内容を訂正のうえ使用してください。

～マイナポータルで医療費情報が閲覧できます～

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録されている方は、マイナポータルから医療費通知情報（令和３年９月診療分からの薬剤情報や保険医療機関等でかかった金額等）を閲覧できます。医療費控除の申告にも利用できますので、ご活用ください。

休日当番医

診療時間：午前９時～午後４時
※都合により当番医を変更することがあります。

12月	20日（日）	あみ皮膚科	☎029-893-5277	1月	1日（金）	美浦中央病院	☎029-885-3551
	27日（日）	あみ泌尿器科クリニック	☎029-842-2200		2日（土）	宮本病院	☎0299-79-2114
	30日（水）	市川ファミリークリニック	☎029-843-3301		3日（日）	印南クリニック	☎029-834-2222
	31日（木）	いなしきクリニック	☎029-892-3372		10日（日）	江戸崎眼科	☎029-892-0262

1月の乳幼児健診

- 4か月児健診　1月18日(月)
- 3歳児健診　1月25日(月)

▷対象者の方には、１か月前に通知を郵送いたします。

24時間 救急電話相談☎

迷ったら！
子ども　#8000
おとな　#7119

■問合せ　健康増進課☎029−885−1889

令和8年度 美浦村財政状況中間報告

～村財政上半期（令和8年4月1日～9月30日）執行状況～

一　般　会　計

歳入

収入済額　42億5,322万5千円（53.1％）
予算現額　80億680万6千円

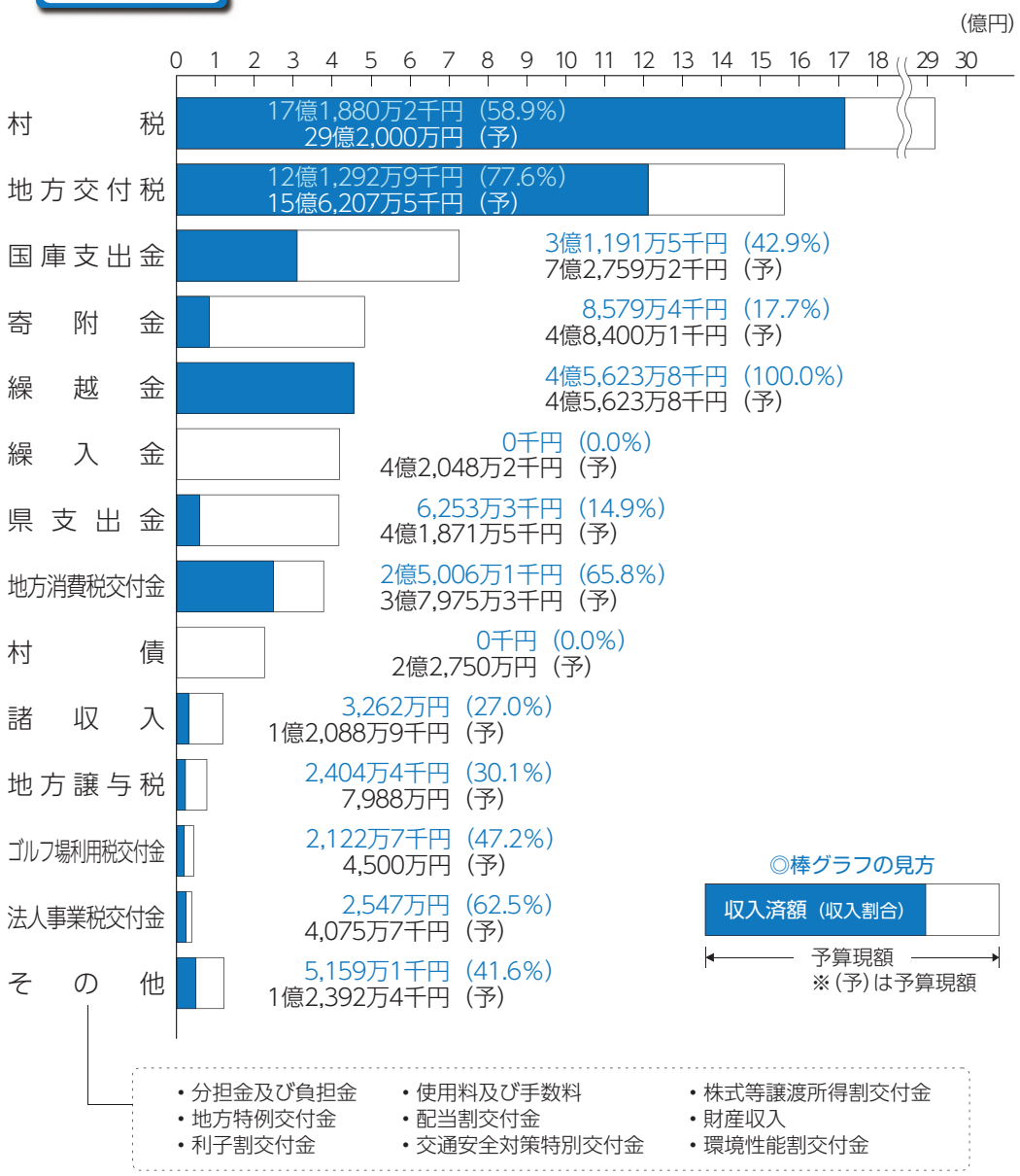

- 分担金及び負担金
- 地方特例交付金
- 利子割交付金
- 使用料及び手数料
- 配当割交付金
- 交通安全対策特別交付金
- 株式等譲渡所得割交付金
- 財産収入
- 環境性能割交付金

▼ 村債・一時借入金の状況

（令和８年９月30日現在）

借入先	前年度末残高	本期借入額	本期償還額(元金分)	差引現在高
政府資金	37億5,124万2千円	0円	1億2,100万7千円	36億3,023万5千円
財政融資資金	37億4,908万円	0円	1億1,992万6千円	36億2,915万4千円
旧郵政公社資金	216万2千円	0円	108万1千円	108万1千円
地方公共団体金融機構	34億9,232万6千円	0円	1億4,047万8千円	33億5,184万8千円
銀行・その他の金融機関等	8億381万6千円	0円	2,532万1千円	7億7,849万5千円
計	80億4,738万4千円	0円	2億8,680万6千円	77億6,057万8千円

※予算現額には、補正予算額・予備費充用額および前年度繰越額が含まれています。

歳出

支出済額　27億4,982万2千円（34.3%）
予算現額　80億680万6千円

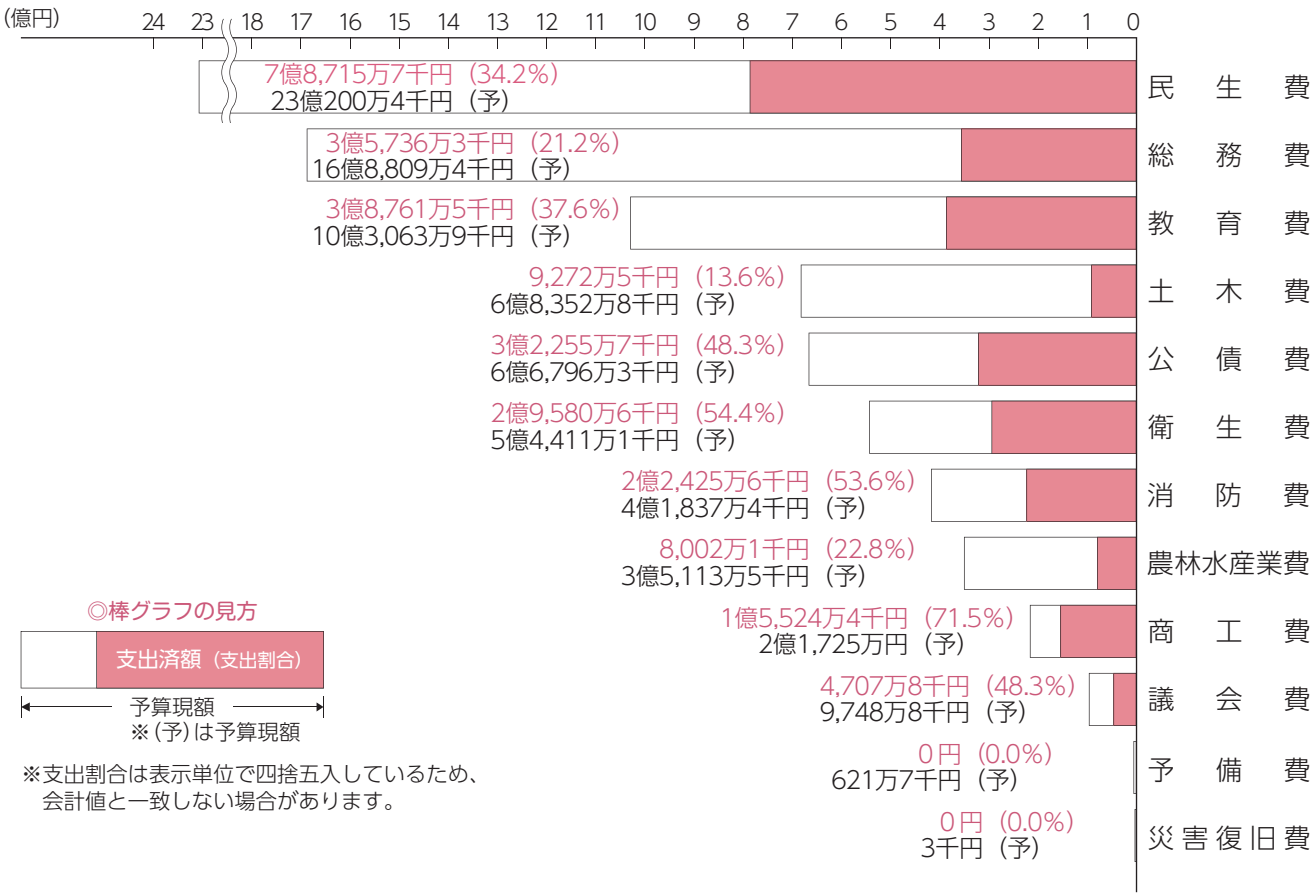

※支出割合は表示単位で四捨五入しているため、会計値と一致しない場合があります。

《村有財産の状況》

▶土地　830,079㎡（前年比＋3,991㎡）
- 公用財産（役場敷地など）　11,940㎡（前年比±0㎡）
- 公共用財産（公民館・学校・公園用地など）　457,342㎡（前年比－81,612㎡）
- 普通財産（その他）　360,797㎡（前年比＋85,603㎡）

▶建物　59,747㎡（前年比＋9㎡）
- 公用財産（役場庁舎など）　3,493㎡（前年比±0㎡）
- 公共用財産（学校校舎・体育館など）　56,254㎡（前年比＋9㎡）

▶自動車　62台
- 一般会計　60台
- 特別会計　2台

特別会計

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	16億5,691万9千円	5億8,944万4千円	35.6%	5億7,603万5千円	34.8%
介護保険	16億6,055万1千円	6億8,863万円	41.5%	6億4,180万5千円	38.7%
後期高齢者医療	2億7,865万2千円	9,797万7千円	35.2%	6,359万1千円	22.8%

※収入・支出割合は表示単位で割り返しています。

令和９年度 美浦村会計年度任用職員募集

■問合せ　総務課☎029−885−0340（内）205

募集条件・申込方法

■申込資格　令和９年４月１日から勤務可能な方。ただし、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者」等、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方を除く。

■任用期間　令和９年４月１日～令和10年３月31日※一部任用期間が異なる場合あり。

■申込方法　美浦村役場総務課に提出書類を持参もしくは郵送により提出してください。

▶提出書類

①美浦村会計年度任用職員登録申込書
（ホームページからダウンロード可能。総務課窓口でも配布しています。）

②資格を証する書類の写し

▶郵送先

〒300−0492美浦村大字受領1515番地
美浦村役場総務部総務課人事給与係

▶詳細「令和９年度美浦村会計年度任用職員募集」

■申込期限　令和８年12月28日（月）午後５時15分必着

募集職種一覧

業務内容等の詳細はホームページに掲載しています。必ずご確認の上、応募してください。
※記載の月給（フルタイム勤務）および時給（パートタイム勤務）は、令和８年11月１日時点の額であり、地域手当を含めた額です。

■美浦村役場、健康増進課（保健センター）での業務

No.	職種	募集人数	給与・報酬		勤務する課等	必要とする資格
1	一般事務	21人	月給 時給	208,312円～ 1,279円～	総務課、企画財政課、税務課、収納課、住民課、福祉介護課、国保年金課、学校教育課、子育て支援課、健康増進課（保健センター）	-
2	一般事務（医療事務）	１人	時給	1,279円～	国保年金課	医療事務資格
3	総合案内員	３人	時給	1,279円～	総合窓口	-
4	介護認定調査員	２人	時給	1,279円～	福祉介護課	-
5	消費生活相談員	２人	時給	1,279円～	消費生活センター	-
6	保健師	１人	月給	241,280円～	健康増進課（保健センター）	保健師免許
7	栄養士	１人	時給	1,383円～	健康増進課（保健センター）	栄養士免許
8	看護師	１人	時給	1,482円～	健康増進課（保健センター）	看護師免許



■その他施設での業務

No.	職種	募集人数	給与・報酬		勤務する課等	必要とする資格
9	一般事務	12人	月給 時給	208,312円～ 1,279円～	上下水道課（水処理センター）、子育て支援センター、中央公民館、光と風の丘公園クラブハウス、文化財センター、美浦幼稚園	-
10	一般事務（司書業務補助）	２人	時給	1,279円～	美浦小学校、美浦中学校	-
11	学芸員	１人	月給	208,312円～	文化財センター	学芸員資格（考古学専攻）
12	文化財調査員	１人	時給	1,279円～	文化財センター	学芸員資格
13	文化財整理作業員	２人	時給	1,279円～	文化財センター	-
14	社会教育指導員	２人	時給	1,279円～	中央公民館	-
15	利用者支援事業相談員	１人	月給	208,312円～	子育て支援センター	-
16	保育士	24人	月給 時給	225,160円～ 1,383円～	子育て支援センター、大谷保育所、木原保育所	保育士資格
17	生活介助員	10人	月給 時給	208,312円～ 1,279円～	大谷保育所、木原保育所	-
18	看護師	２人	月給	241,280円～	大谷保育所、木原保育所	看護師免許
19	栄養士	１人	月給	225,160円～	大谷保育所	栄養士資格
20	預かり保育教諭	１人	時給	1,383円～	美浦幼稚園	幼稚園教諭免許
21	バス添乗員	２人	時給	1,279円～	美浦幼稚園	-
22	特別支援教育支援員	21人	時給	1,279円～	美浦小学校、美浦中学校、美浦幼稚園	-
23	教育相談センター員	４人	時給	1,872円～	教育相談センター、美浦中学校	教員免許（校種、科目問わず）
24	学習充実指導講師	８人	時給	1,872円～	美浦小学校、美浦中学校	教員免許（校種、科目問わず）
25	教員業務支援員	３人	時給	1,279円～	美浦小学校、美浦中学校	-
26	用務員	１人	時給	1,279円～	美浦小学校	-
27	栄養指導講師	１人	時給	1,872円～	美浦中学校	栄養教諭免許

「介護(予防)サービス」「総合事業」を利用するためには

介護保険

■問合せ　福祉介護課介護保険係☎029-885-0340(内)113・132・135

65歳以上の方の「介護や支援」「介護予防」のために、「介護保険」「介護予防・日常生活支援総合事業」という制度があります。日常生活に困ることや不安が出てきたときは、まずは福祉介護課・地域包括支援センターにご相談ください。

※40～64歳の方で「特定疾病」により介護や支援が必要となった方は「介護保険」のサービスを利用することができます。

福祉介護課窓口または地域包括支援センターに相談する

お気軽にご相談ください。お話を伺い、ご本人様の状態や希望に合わせてご案内します。

例えば、・生活に不安があるがどんなサービスを利用できるかわからない
・介護予防に取り組みたい　・介護サービスを使いたい　・住宅改修をしたい　等

介護・支援が必要な場合

要介護認定の申請

認定調査・主治医意見書(※)

認定審査会

要介護1～5

要支援1・2

非該当

日常生活は自立だが生活機能の低下があると思われる場合

基本チェックリストの実施

生活機能の低下がある

自立した生活を送れる

介護サービス



介護予防サービス



介護予防・生活支援サービス事業

・訪問型サービス
・通所型サービス

一般介護予防事業



介護予防・日常生活支援総合事業

※認定調査…職員が自宅を訪問し、本人と家族などから聞き取り調査を行います。
※主治医意見書…医療機関を受診していただき、意見書の作成を依頼します。

総合事業とは

要支援状態から自立に向かうこと、また重度化を予防するために利用できるサービスです。要支援1・2の認定を受けた方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。



～納税の公平性を保つために～「滞納処分」を強化しています

収納管理

■問合せ　収納課☎029-885-0340

村では、滞納者と納期限までに納付してくださっている大多数の皆さまとの公平性を保つために、滞納処分を厳正に執行しています。皆さまが納めている税金は、福祉や教育などの貴重な財源となりますので、納期限内の納税にご協力をお願いします。

滞納処分について

税金は、納期限までに納税者の皆さまに自主的に納めていただくもので、これが税本来の姿です。納税者が納期限までに納税せず、督促状を送達したにも関わらず完納されない状態を「**滞納**」といいます。

▼村税を滞納した場合に課されるもの

・**延滞金**（滞納額に対し、納期限の翌日から１か月以内は延滞金特例基準割合に年１％を加算した割合を、１か月を超える日以降は延滞金特例基準割合に年7.3％を加算した割合を乗じた額）

＊令和８年の割合は、納期限後１か月以内の率は年2.8％、１か月以降の率は年9.1％となっています。

滞納処分までの流れ

国や地方公共団体には、その財政基盤を確保するために、租税等の債権について、裁判所等の司法の執行機関を通じてではなく、自ら強制的に徴収することができる「自力執行権」が認められています。
村では、滞納者に帰属する財産について、一連の処分（差押え、換価、配当）による強制換価手続（滞納処分）を行うことになります。

督促発布	財産調査	財産差押え	換　価	配　当
地方税法第329条 第371条 第458条 他	地方税法第298条 国税徴収法第141条 第142条 他	地方税法第331条 第373条 第460条 他	国税徴収法第67条 第94条 第109条 他	国税徴収法第129条

各種差押えの対応

不動産差押え

滞納者に対する差押書の送達によって行い、法務局に差押えの登記を嘱託します。
また、質権や抵当権を設定している金融機関等の権利者にも差押えの通知をします。
差押え後も完納されない場合は、公売により換価します。

預貯金差押え

第三債務者である銀行等に対する債権差押通知書の送達により行います。
原則として、滞納税額に関わらず、その全額を差押え・取立てます。村では県内の銀行等を中心に、村滞納者の財産調査を順次行っています。

生命保険金差押え

第三債務者である生命保険会社等に対する債権差押通知書の送達により行います。
差押え後も完納されない場合は、保険契約を解約し解約返戻金を取立てます。村では生命保険会社等に村滞納者の財産調査を順次行っています。

給与・年金差押え

第三債務者である給与・年金支払者に対する債権差押通知書の送達により行います。
生活の保護等の観点から一定部分の差押えは禁止されていますが、給与・年金は継続的な収入であるため、国税徴収法第66条の規定により、滞納税額の全額を徴収できるまで差押えの効力が及びます。

売掛金差押え

第三債務者である取引（売掛）先に対する債権差押通知書の送達により行います。
原則として、滞納税額に関わらず、その全額を差押え・取立てます。継続的な収入であるため、国税徴収法第66条の規定により、滞納税額の全額を徴収できるまで差押えの効力が及びます。

暮らしサポート

消費生活に関する
問合せ・相談は
消費生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と思っていませんか？

**消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！**

見守り新鮮情報　重篤な事故になることも！脚立やはしごからの転落に注意

《事例1》庭木の剪定中にバランスを崩して脚立から転落。左肋骨骨折、血胸、脊椎骨折、左上腕骨骨折で入院となった。（70歳代）

《事例2》高さ１mのはしごに乗って庭仕事をしていた際、バランスを崩し、転落した。（80歳代）



【ひとこと助言】
・脚立やはしごからの転落事故が報告されています。特に庭木の手入れ中の事故が目立ち、重篤な事故につながる事例も見られます。高齢になると誰でも、身体・認知機能が衰えてきます。専門業者や身近な人に頼むなど、なるべく高所での作業は自分自身で行わないようにしましょう。

見守り新鮮情報　事故を防ぐ！リコール情報を確認しましょう



製品に欠陥や不具合が見つかり、安全上の問題が生じるおそれがある場合に、事業者が製品の回収や修理、交換などの対応（リコール）を実施することがあります。リコール対象製品の使用により、火災やけがなどの重大な事故が発生しています。

● 自宅に対象製品がないかを確認し、事故を防ぎましょう

所有している製品がリコールにより回収や修理、交換などの対象になっていないか定期的に確認しましょう。消費者庁のリコール情報サイトでは、事業者が実施したリコールの情報を、一元的に集約して提供しています。

◀消費者庁「リコール情報サイト」
※上記サイトのメール配信サービスに登録すると、登録後にサイトで新規登録・更新されたリコール情報を受け取れます。

【ひとこと助言】
・リコールを行っている事業者と連絡が取れないなど、困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センターなどへご相談ください（消費者ホットライン188）。

～以上２件、国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。
相談の１週間前までにご予約ください。

【開催日時】令和９年１月15日（金）
午前９時30分から11時30分まで
【会場・受付】美浦村消費生活センター

◀ 消費生活に関する相談は ▶

- **村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141（直通）**
  月・水・木・金　午前９時～正午、午後１時～４時
  （相談の受付は、午前は11時30分、午後は３時30分まで。）
  ※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- **消費者ホットライン（全国共通）☎１８８（いやや）※３桁で繋がります。**
- **県警悪質商法１１０番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）**
  午前８時30分～午後５時15分　☎029-301-7379

子育て情報



■問合せ
子育て支援センター（みほふれ愛プラザ内）
☎029－885－6511
午前９時30分～午後６時（水曜・日曜・祝日休業）

■子育て支援センター案内
https://www.vill.miho.lg.jp/page/page005509.html

防ごう！子どもの転落事故

子どもの成長にともなって、事故が起こりやすい場所や状況は変化します。今回は、防止対策の一例を紹介します。

０歳～　寝返り・おすわり・ハイハイ・つかまり立ち・伝い歩きと一気に行動範囲が広がります。

- ベッドの柵は閉める習慣をつけ、ソファの上では目を離さないようにしましょう。
- 抱っこやおんぶは低い姿勢から行い、前にかがむときは手で支えて抜け落ちないようにしましょう。

１歳頃～　活動的ですが、からだのバランスがとりにくいです。

- 子ども用のハイチェアやスーパーのカートなどを利用するときは安全ベルトをつけ、立ち上がらせないようにしましょう。また、普段から登って遊ばせないようにすることも大切です。

２歳頃～　好奇心がいっぱいで、身体能力が大きく発達します。

- 窓やベランダの入口には補助錠をつけ、踏み台になるものを置かないようにしましょう。
- 他の場所から踏み台になるものを運んでくる場合もあるので、家の中を見直しましょう。

◎年末年始のご利用について
12月29日（火）～令和９年１月３日（日）までお休みとなります。新年は１月４日（月）より利用できます。

子育てひろばのご案内

☆子育て支援センターの利用時間は、１組につき１日最長２時間までとさせていただきます。

ぴよ：ぴよぴよサロン
◇対象　２か月～12か月までのお子さん・妊婦さん
火曜日　午前10時～11時30分
★月に一度、専門のスタッフによる「育児相談（育）」を行います。

よち：よちよちルーム
◇対象　１歳児（R6.4.2～R7.4.1生）
第２・第４金曜日　午前10時～11時30分

エン：エンジョイ子育て
◇対象　２歳児（R5.4.2～R6.4.1生）
第１・第３・第５金曜日　午前10時～11時30分

おも：おもちゃ図書館
◇対象　未就学児・障がいのある方
第２土曜日　午前10時～11時

：自由遊びの日
◇対象　未就学児
月曜日・木曜日・土曜日

※１月の読み聞かせはお休みです。

１月の子育てひろば

日	月	火	水	木	金	土
					1 休	2 休
3 休	4	5	6 休	7	8 よち	9 おも
10 休	11 休	12 ぴよ	13 休	14	15 エン	16
17 休	18	19（育） ぴよ	20 休	21	22 よち	23
24 休 31	25	26 ぴよ	27 休	28	29 エン	30

ご利用の際は、お子さまの対象となるひろばをホームページや子育てカレンダーでご確認ください。
状況によって子育てひろばの内容を変更する場合があります。

図書室便り



■問合せ
中央公民館図書室☎029-885-8442

■インターネット蔵書検索
https://www.im.licsre-saas.jp/miholib/webopac/index.do

■開室時間　午前９時～午後５時（第２・第４水曜日のみ午後７時まで延長・閲覧室は午後５時まで）

クリスマス会のお知らせ

お話し会「虹」の皆さんによるクリスマス会を行います。



■日時　12月19日（土）午前11時から
■会場　中央公民館２階　視聴覚室
■内容　ワークショップ、お話し会
途中から参加もできます。ぜひ遊びに来てください。

年末年始のお休みのお知らせ

休室期間　12月28日（月）～１月４日（月）

・12月27日（日）夜から１月５日（火）朝までの間は、返却ポストも休止になります。

特別貸出期間のお知らせ



■期間　12月15日（火）～12月27日（日）
■借りられる数
・本・雑誌・紙芝居　無制限
・ＤＶＤ　１点
■返却期限日：貸出日から３週間後
※相互貸借で借りた資料については、貸出日から２週間後となります。ご了承ください。

講談社「全国訪問おはなし隊」が美浦村中央公民館にやってきます！



「おはなし隊」が、キャラバンカーに絵本をたくさんのせてやってきます。
キャラバンカーの中はまるで図書室！
本を読んだり、お話し会も楽しめるイベントです。

■日時　12月12日（土）午後３時10分～４時15分
■場所　中央公民館
※参加費はかかりません。
※事前申し込み不要です。

遊びに来てね♪



図書室カレンダー

休室日：毎週月曜日・祝日（月曜日が祝日となった際は翌火曜日が休室日）・年末年始・室内整理日（毎月最終火曜日）・特別整理期間（蔵書点検など）

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7 休	8	9 延長	10	11	12 イベント
13	14 休	15	16	17	18	19 お話し会
20	21 休	22 休	23 延長	24	25	26
27	28 休	29 休	30 休	31 休		

１月

日	月	火	水	木	金	土
					1 休	2 休
3 休	4 休	5	6	7	8	9
10	11 休	12 休	13 延長	14	15	16 お話し会
17	18 休	19	20	21	22	23
24 31	25 休	26 休	27 延長	28	29	30

お話し会

【12月】日時　12月19日（土）午前11時～
会場　中央公民館２階　視聴覚室

【１月】日時　１月16日（土）午後２時～
会場　中央公民館１階　ロビー

子育て支援センターと共通のよみきかせスタンプカードがあります。
３回参加するとプレゼントがもらえます。

新着図書案内は、中央公民館・役場・みほふれ愛プラザ・保健センターにて配布しています。

お知らせ

公共機関等の電話番号はお知らせの最終ページに掲載しています。

広報みほに広告を掲載しませんか

1枠4,500円～(先着)

※ページ構成上募集がない月もあります。

詳細は村ホームページをご覧になるか役場総務課までお問合せください。

国民年金保険料の育児免除制度

令和8年10月より、国民年金保険料の育児免除制度が始まりました。

国民年金第1号被保険者が子を養育する場合に、申請することで、子が1歳になる誕生日の前月まで国民年金保険料が免除されます。将来の年金額は、納付した場合と同様に反映されます。

◇**対象** 国民年金第1号被保険者で、1歳になるまでの子(実子・養子)を養育する方(父母・養父母)

▼**国民年金保険料の育児免除制度特設ページ**(日本年金機構)

◇**問合せ** 役場国保年金課

住まいの相談会

住宅の新築やリフォームの疑問・質問に建築士がお答えします。参加費無料。予約制。

◇**日時** 令和9年1月20日(水)午前10時～午後4時

◇**会場** 男女共同参画センター研修室(土浦市大和町9-1・土浦市役所2階)

◇**申込期間** 12月1日(火)～31日(木)

◇**申込方法** いばらき電子申請・届出サービスにて申込。

▼**令和8年度住まいの相談会の開催**(茨城県)

◇**問合せ** 茨城県土木部都市局住宅課民間住宅・住宅指導グループ☎029-301-4759

霞ヶ浦湖畔ウォーキング参加者募集

さわやかな冬の空気に包まれた霞ヶ浦湖畔をウォーキングしてみませんか。参加無料。

◇**日時** 令和9年2月7日(日)午前8時受付

◇**集合・解散場所** 大山湖畔公園

◇**コース** 大山湖畔公園を出発し、安中地内をめぐる約10kmのコース(3時間程度)

◇**対象** 小学生以上で健康状態のよい方(小学生は保護者同伴)

◇**募集人数** 50組(定員になり次第締切)

◇**募集期間** 12月8日(火)～25日(金)午前9時～午後5時※月曜は休館

◇**申込・問合せ** 生涯学習課(中央公民館内)

ワンポイント防災情報90

防災庁が発足!(11月2日)

▼**防災庁の役割**…「事前防災を推進し、自然災害への予防力・対応力を強化」「発災時は、国民の生命・人権の保護を最優先に、被害を最小化」「早期の復旧とより良い復興を実現」

「事前防災徹底のための緊急要請」概要(防災庁)

「国難級の災害では、国民一人一人が『自らの命は自らが守る』という意識を持って、次のことを徹底することが必要。①耐震診断、耐震化、家具の固定②水・食料、携帯用トイレ等の備蓄③ハザードマップ、避難場所、避難経路の確認④非常持ち出し品の準備⑤防災訓練への参加」

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

村としても災害に備え、職員訓練の実施や関係機関との連携強化を進めていきます。

地域においても、自主防災組織の結成や日頃からの顔の見える関係づくり、個人の備蓄等、「災害への備え」をお願いします。(第90回・終わり)

(広告欄)

HASHIMOTO BRUSH 株式会社 橋本ブラシ製作所

いっしょに働きませんか?

■資格・経験・学歴不問!
■お子様やご家庭の事情に合わせての入社もOK!
■20代～40代の女性スタッフが活躍中の職場です♫

未経験OK

TEL:029-885-5408／採用担当まで

ホームページはこちら→

Ito construction Co.,Ltd.
株式会社 伊藤建設

「次世代に誇れる仕事」

地域環境と人にやさしいモノづくりでみなさまの暮らしに貢献いたします

〒300-0413
美浦村大谷453-1
☎029-885-0239
FAX029-885-1160
http://itou-miho.co.jp/

高齢者あんしん見守り事業

12月1日より、従来の緊急通報システム事業を発展・拡充し、新たに「美浦村高齢者あんしん見守り事業」を開始します。

緊急通報装置と人感センサーを自宅に設置し、24時間体制で緊急対応と見守りを行います。また、月1回の「お元気コール」や、健康・暮らしの相談窓口も設置し、より安心できる環境を提供します。

◇**対象**　次のいずれかに該当する方
・ひとり暮らしの高齢者
・世帯全員が75歳以上（高齢夫婦等）

◇**基本利用料金**　月額275円（生活保護世帯は無料）

※固定電話回線がなく携帯電話のみ使用の場合、端末使用料として月額652円が別途かかります。

※緊急通報にかかる通話料は自己負担となります。

◇**申請方法**　役場福祉介護課へ申請書、同意書を提出

◇**申込・問合せ**　役場福祉介護課

生活保護追加給付

平成25年の生活扶助基準の見直しに関する最高裁判決を踏まえ、平成25年8月から令和8年3月までの間に生活保護を受給されていた世帯を対象に、追加給付を行います。現在受給されていない方も対象となります。

詳しくはホームページまたはお問い合わせください。

▼**最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付について**（美浦村）

◇**問合せ**　追加給付相談センター☎0120-179-445（フリーダイヤル）午前9時～午後5時

オレンジカフェ（認知症カフェ）

オレンジカフェとは、認知症の方やその家族、専門職や地域住民が、お互いに交流や情報交換することを目的に開催されるカフェのことです。

息抜きができたり相談することで気持ちが楽になったりします。要予約。参加費無料。

◇**日時**　12月25日(金)午後1時30分～3時（受付午後1時～）

◇**会場**　老人福祉センター（木原150-2）

◇**内容**　シルバーリハビリ体操、管理栄養士による講話、お正月飾り作り、個別相談会

◇**定員**　先着15名

◇**申込・問合せ**　美浦村社会福祉協議会☎029-885-0038

◇**主催**　オレンジカフェを推進する会

保育のお仕事をサポートします

茨城県では、保育の仕事に就きたい方の就職や現役保育士の就労継続サポート、復職のあっ旋、保育の魅力発信イベント等を行っています。

《求人施設とのマッチング》

システムに登録されている県内の公立・私立の保育所、認定こども園、地域型保育事業の事業所等の求人情報を検索し、求人への応募や問合せができます。求人保育施設とのマッチングを事務局がサポートするので安心です。

◇**対象**　保育の仕事をお探しの方（保育士資格をお持ちでない方も含む）

▼**求人情報マッチングシステムのご案内**（いばらき保育人材バンクポータルサイト）

《お試し保育体験実習》

保育士資格をお持ちで保育現場への復帰や就業を目指す方を対象とした体験実習です。お試しで現場の雰囲気を体感することで就業を支援します。

◇**対象**　潜在保育士の方

◇**受付期間**　令和9年3月31日(水)までの間で希望する時期

※実習期間は2日以上～最大5日間。1日当たりの実習時間は3時間～最大8時間。

▼**潜在保育士向けお試し保育体験実習**（いばらき保育人材バンクポータルサイト）

◇**問合せ**　いばらき保育人材バンク事務局（いばらき保育サポートセンター）土浦オフィス☎029-896-6366、茨城県子ども未来課☎029-301-3243

（広告欄）



救急車の適正利用をお願いします

稲敷広域消防本部管内の令和7年中救急出動件数は1万6351件であり、約4割が医師により軽症と診断されています。また、救急出動の重複要請増加に伴い、管轄外の消防署から出動することとなり、到着までの時間が遅れてきている現状があります。

救急車を本当に必要としている方のため「救急車の適正利用」にご理解とご協力をお願いします。

救急車を呼ぶ？迷ったら、救急電話相談

Ⓐプッシュ回線の固定電話、携帯電話から
・こども☎#8000
・おとな☎#7119

Ⓑダイヤル回線の固定電話、一部のIP電話から
☎050-5445-2856

▼救急車の適正利用（稲敷広域消防本部）

◇問合せ
稲敷広域消防本部救急課
☎0297-64-3846

自衛官等募集

2等陸・海・空士（任期制自衛官）
応募資格▸18歳以上33歳未満の者
受付期間▸年間を通じて受付

陸上自衛隊 高等工科学校（一般）
応募資格▸中卒（見込含）で17歳未満の者
受付期限▸令和9年1月14日（木）まで

詳細は下記までお問い合わせください。
自衛隊茨城地方協力本部
龍ケ崎地域事務所
☎0297-64-3351

自衛官募集ページ▲

相続登記の義務化

◇相続登記の義務化（令和6年4月1日より）
不動産を相続した方は3年以内に相続登記の申請をお願いします。令和6年4月1日より前に相続したことを知った不動産は、令和9年3月31日までに相続登記が必要です。

◇住所等の変更登記の義務化（令和8年4月1日より）
不動産の登記名義人は、住所・氏名の変更があったときは、その変更の日から2年以内に変更登記の申請をお願いします（法人含む）。

▼相続登記、住所変更登記に関するお知らせ（水戸地方法務局）

◇問合せ　水戸地方法務局不動産登記部門☎029-227-9922

食中毒を予防しよう

ノロウイルスによる食中毒は近年増加しており、特に冬に多く発生します。

感染すると、1～2日後におう吐や下痢、腹痛等の症状が現れ、症状が消えても数日～長い人で1か月程度ウイルスが便とともに排出されます。感染した人が調理した食品を介して食中毒につながることがあります。

ノロウイルス食中毒予防の4原則

①持ち込まない
・おう吐や下痢、腹痛の症状があるときは、食品を直接扱う作業は控える。

②つけない
・調理や食事の前、トイレ後には、ハンドソープを使いよく手洗いをする。

③やっつける
・ウイルスを死滅させるため、食品は中心温度85～90℃で90秒以上加熱する。

④拡げない
・環境の消毒には塩素系消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム等）が有効。
・感染者のおう吐物や便を処理する際は、マスクや使い捨て手袋を着ける。

◇問合せ　竜ケ崎保健所衛生課☎0297-62-2163

（広告欄）
陸・海・空・宇宙のテーマパーク
ユメノバ
寝台特急「北斗星」貸切宿泊プラン実施中
貸切料金200,000円（1名から48名宿泊可）
ロッジ、バーベキュー
下館ゴルフ倶楽部

日本芸術院会員　鶴岡義雄 展
廣澤美術館
自然・健康・文化の郷（まち）
ザ・ヒロサワ・シティ
TEL0296-21-1234

第78回人権週間

1948年(昭和23年)12月10日、国際連合総会で世界人権宣言が採択されたのを記念して、毎年12月10日が「人権デー(Human Rights Day)」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする12月4日から10日までを「人権週間」として、各種の人権啓発活動を行います。

全ての人に認められた基本的人権の重要性について、今一度、理解を深め、お互いに相手の立場を尊重し、豊かな人間関係をつくりましょう。

◇**問合せ** 水戸地方法務局人権擁護課☎029-227-9919

相続無料相談会

相続登記や遺言等について、司法書士が相談に応じます。相談無料。予約制。

◇**日時** 毎月第1水曜日(休日の場合は第2水曜日)

◇**会場** 県内の各司法書士事務所

◇**定員** 各事務所先着4組

◇**申込方法** 各事務所へ電話し、「茨城司法書士会の無料相談で電話した」とお申し出の上、予約してください。

◇**問合せ** 茨城司法書士会事務局☎029-225-0111

▼**無料相談のご案内**(茨城司法書士会)

償却資産を所有している方は申告を

償却資産とは、個人や法人で工場や商店等を経営している方、駐車場やアパートを貸し付けている方、事業用の太陽光発電設備を所有している方等が、その事業のために用いる土地・家屋以外の構築物や機械等の資産のことで、固定資産税の対象となります。

◇**対象** 次のいずれかに該当する個人または法人

・令和9年1月1日現在、村内で事業を営んでいる

・令和9年1月1日現在、村内で事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている

◇**申告期限** 令和9年2月1日(月)

※令和8年度の申告のあった方には申告用紙を12月中旬頃に送付します。新たに申告する方や、申告用紙が届かない方はご連絡ください。

▼**詳細:償却資産(固定資産税)**

◇**問合せ** 役場税務課

ひとり親ワークライフ臨時サポート事業

県では、育児と仕事をひとりで担うひとり親の方が安心して生活できるよう、経験を持つ支援員の派遣や施設等での子どもの一時預かりを通じて、子育てや家事の負担を軽減し、育児と仕事の両立をサポートします。利用料無料。

◇**対象** 18歳以下の子どもを養育しているひとり親家庭の方等

◇**事業期間** 令和9年3月31日(水)まで

▼**ひとり親ワークライフ臨時サポート事業**(茨城県)

◇**問合せ** 茨城県青少年家庭課☎029-301-2183

いばらきマリッジサポーター募集

茨城県では、結婚を希望する方の出会いの相談や仲介等を行うボランティア「マリッジサポーター」を募集します。

◇**募集期限** 令和9年1月31日(日)まで

▼**マリッジサポーター**(いばらき結婚・子育てポータルサイト)

◇**申込・問合せ** 茨城県少子化対策課☎029-301-3261

善意

〔美浦村(平和教育事業)へ〕

○美浦村男女共同参画~共に輝くみほの会~様 18万7290円

〔社会福祉協議会へ〕

○乙藤眞知子様 衣類、精白米5kg

○茨城大学農学部様 玄米30kg×5袋

○武田優様 使用済切手

○匿名2件 菓子、玄米30kg

〔みほちゃん食堂へ〕

○匿名1件 玄米30kg



公共機関等お問合せ一覧

美浦村役場	☎029-885-0340
みほふれ愛プラザ	☎029-885-6511
子育て支援センター	同上プラザ内
中央公民館	☎029-885-4451
中央公民館図書室	☎029-885-8442
文化財センター	☎029-886-0291
光と風の丘公園	☎029-885-6711
保健センター	☎029-885-1889
美浦水処理センター	☎029-885-0720
大谷時計台児童館	☎029-885-0597
木原城山児童館	☎029-885-1064
大谷保育所	☎029-885-1549
木原保育所	☎029-885-4488
社会福祉協議会	☎029-885-0038
デイサービスセンター	☎029-885-8885
老人福祉センター	☎029-885-7080
シルバー人材センター	☎029-886-0007
消費生活センター	☎029-885-7141
美浦村商工会	☎029-885-2250

防災行政無線の放送内容の自動電話案内サービス

放送内容が聞き取りにくかった場合、音声で放送内容を確認できます。

☎ 029-885-0010

美浦村防災メール

災害等に関する緊急情報等をメールで受け取ることができます。ホームページか、右の二次元コードから登録できます。

12月の納税

納期限は12月25日(金)です。

固定資産税	(3期)
国民健康保険税	(6期)
介護保険料	(6期)
後期高齢者医療保険料	(6期)



消防団は消火活動や、地震・風水害時の各種活動等を行う大切な存在です。地域を守るために、あなたの力をお貸しください。

◇問合せ　役場生活安全課

各種相談

弁護士による法律相談(要予約)	**日時**　1月25日(月)午後1時30分～4時 ※1月4日(月)午前8時30分より申込受付
心配ごと相談(要予約)	**日時**　1月4日(月)、18日(月) 午後1時～3時 **申込・会場**　老人福祉センター(木原150－2) ☎029-885-7080 ※平日午前8時30分～午後5時15分
教育相談 美浦村教育相談センター	学校生活、子育て等で悩みがあるときはご相談ください。 ▶来所相談・訪問相談 **開所時間**　月～金曜日※祝日を除く 午前9時～午後4時 **相談・予約**　光と風の丘公園クラブハウス内 ☎・FAX 029-885-7788
行政相談(予約不要)	国の仕事のこと等で困ったときはご相談ください。 **日時**　12月25日(金)午前10時～正午 **会場**　役場1階住民相談室
障がい者相談(予約不要)	身体・知的障がい者やご家族の悩み事等何でもご相談に応じます。 **日時**　12月21日(月)、1月18日(月) 午後1時～3時 **会場**　みほふれ愛プラザ
個別健康サポート相談(要予約)	健康づくりについてお気軽にご相談ください。 **日時**　12月2日(水)、1月6日(水) 午前9時30分～※一人1時間程度 **申込・会場**　保健センター☎029-885-1889
みんなの人権110番	さまざまな人権問題に関する相談 ☎0570-003-110 ※平日午前8時30分～午後5時15分
子どもの人権110番	いじめ・虐待等の子どもの人権相談(通話無料) ☎0120-007-110 ※平日午前8時30分～午後5時15分
インターネット人権相談	様々な人権問題に関するインターネット人権相談 https://www.jinken.go.jp/

平日、住民課窓口に来られない方へ

◎住民課窓口時間延長および休日窓口

▶窓口時間延長：第2・第4水曜日・午後5時15分～7時
12月・1月の実施日　12月9日・23日、1月13日・27日

▶休日窓口：第2日曜日・午前8時30分～午後0時30分
12月・1月の実施日　12月13日、1月10日

取扱業務　各種証明書の発行、印鑑登録、パスポートの交付、戸籍届書の預かり、マイナンバー（個人番号）カードの申請・交付・更新

※転入・転出・転居等の住民登録業務は取扱いできません。
※本籍が美浦村以外の方の戸籍の発行はできません。

◎住民票の写し・印鑑登録証明書の休日交付（電話予約）

事前に平日・午前8時30分～午後5時までに電話予約をいただくと、土・日・祝日に証明書を受け取ることができます。
※ご予約は証明書を受け取りにくる方がお電話ください。

◎マイナンバーカードの休日交付申請サポート（電話予約）

村内在住の方を対象に申請・交付・更新をサポートします。
12月・1月の実施日　12月13日(日)、1月10日(日)
午前8時30分～午後0時30分

◇問合せ　役場住民課

広報 みほ
令和8年12月号・No.777
編集・発行／美浦村役場
総務部総務課広報広聴係
〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村受領1515
TEL 029(885)0340 FAX 029(885)4953
https://www.vill.miho.lg.jp/

美浦村 はたちのつどい

令和9年1月10日(日)

午前10時30分～ ※午前9時30分受付開始

美浦村中央公民館 大ホール

対象 今年度に20歳を迎える方

（平成18年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方で、美浦村に住民登録されている方、または村内の小・中学校を卒業された方）

主催 美浦村・美浦村教育委員会・美浦村はたちのつどい実行委員会

※式典の対象であって案内状が届いてない方は、電話もしくはＦＡＸで①住所、②氏名、③生年月日、④卒業小・中学校名をご連絡いただければ、案内状を送付します。なお、案内状がない場合でも当日会場での受付により式典に出席できます。

■問合せ　教育委員会生涯学習課（中央公民館内）☎029-885-4451　FAX：029-885-7015

年末年始の業務案内

美浦村役場	☎029-885-0340	年末：12月28日(月)まで 年始：令和9年1月4日(月)から
みほふれ愛プラザ・子育て支援センター	☎029-885-6511	
美浦村中央公民館	☎029-885-4451	年末：12月27日(日)まで 年始：令和9年1月5日(火)から
文化財センター	☎029-886-0291	
光と風の丘公園	☎029-885-6711	

江戸崎地方衛生土木組合 ☎029-892-2841
年末：12月28日(月)まで
年始：令和9年1月4日(月)から

聖苑香澄 ☎029-894-4510
年末：12月31日(木)まで
年始：令和9年1月4日(月)から

【ゴミの年末特別収集】(燃やすゴミのみ)
収集日：12月29日(火)、30日(水)、
※午前8時30分までに出してください。
通常と異なるコースで回収します。

【ゴミの持ち込み】
年末：12月28日(月)午後4時30分まで
年始：令和9年1月4日(月)から

地域産品直売所「みほーすマルシェ」（みほふれ愛プラザ内）



年末：12月30日(水)まで
年始：令和9年1月7日(木)から

不動産 売買・賃貸・管理
すずなり
(株)鈴生ハウジング 0120-691-609

～電気で結ぶ、人と人とのコミュニケーション～
電気・給排水・設備設計施工
株式会社 ナカジマ
稲敷郡美浦村舟子601
☎029-885-2037 [FAX]029-885-1245
E-mail: naka-den@peach.plala.or.jp

（広告欄）広告に関する一切の責任は各広告主に帰属し、村がその内容について推奨等をするものではありません。

令和8年11月1日現在の人口と世帯数
男7,047 女6,599 計13,646（前月比-18）
世帯数6,748（前月比-1）